

高知市福寿園管理規程（昭和47年庁達第12号）

改正 昭和62年4月1日庁達第3号 平成5年4月1日庁達第2号
平成14年7月5日庁達第17号 平成16年4月1日庁達第16号

（趣旨）

第1条 この規程は、高知市福寿園条例（平成16年条例第9号）第1条の規定により設置する高知市福寿園（以下「福寿園」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（運営方針）

第2条 養護老人ホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の基本的理念に基づいて、園内での共同生活の円滑な運営と公共の福祉に反しない限り、当該養護老人ホームに入所した者（以下「入所者」という。）が個人として充分尊重されるよう運営されなければならない。

（入所者の処遇）

第3条 福寿園長（以下「園長」という。）は、入所者がその心身の健康を保持し、かつ、生きがいを持てる健全で安らかな生活が保障されるよう適切な処遇をしなければならない。

（新入所者の調査）

第4条 園長は、前条の処遇を行うため、新入所者に対し、次に掲げる事項を調査することができる。

- (1) 心身の状況、個性、境遇、経歴、技能その他の身上に関する事。
- (2) 共同生活の円滑な運営を妨げるおそれのある物品の所持の有無に関する事。

（給食）

第5条 園長は、入所者に次に掲げる事項を考慮した食事を提供しなければならない。

- (1) 食品の種類及び調理方法について、入所者の身体的特性に適合した栄養素が確保され、かつ、入所者の身体的状況及び嗜好に合ったものであること。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われたものであること。
- (3) 病弱者に対する献立については、医師に指導を受けたものであること。

（健康管理）

第6条 園長は、入所者についてその入所時及び毎年定期的に年2回以上、炊事を担当する職員について月1回の健康診断を行い、その結果を記録しておかななければならない。

2 園長は、入所者が負傷し、又は病気にかかったときは、医療を行わなければならない。

3 前項の場合において、当該患者を静養室に移し、必要があると認めるときは、衣類及び寝具を使用し、特別の食物を供し、特に重症の患者その他特殊な療法を要する患者は、病院へ移送する措置をとらなければならない。

(衛生管理)

第7条 園長は、入所者に対し、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 入浴又は身体の清拭を週2回以上行うこと。
- (2) 寝具は適時消毒を行うこと。
- (3) 理髪は月1回以上行えるようにすること。
- (4) 衣類は常に清潔を保ち、必要な補修を行うこと。

(物品の使用等)

第8条 入所者は、寝具、暖房器具等の物品を使用することができる。

- 2 タオル、石けん、下着等については、その都度無償で供するものとする。
- 3 前項に掲げる物品のほか、必要な日用品については、入所者において購入するものとし、購入することができない物品で、園長が必要と認めた物品については、予算の範囲内において購入し、使用させなければならない。

(生活指導)

第9条 園長及び生活指導を担当する職員（以下「職員」という。）は、入所者を個人として尊重し、生活指導に当たらなければならない。

- 2 職員は、入所者からの相談に対しては、深い関心と理解をもって接し、その相談に十分に応じられる態勢を執っていなければならない。

(勤労指導等)

第10条 園長は、入所者の健康を保持するため、その希望と能力に応じ、園内労務作業に従事する機会を設けなければならない。

- 2 前項の園内労務作業の内容、就業時間については、入所者の心身の状況に応じ、園長が別に定める。

(入所者の守るべき規律)

第11条 入所者は、心身の状況に応じて、園長が定める日課を履行するように努めるとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙は定められた場所で行い、居室では喫煙しないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、たき火などをしないこと。
- (3) 外出の場合は、行き先、帰園時間その他をあらかじめ外出簿に記入すること。

(損害賠償)

第12条 園長は、入所者が故意又は重大な過失により施設又は物品に損傷を与えたときは、これによって生じた損害を、その者の弁償能力に応じて賠償させなければならない。

(災害対策)

第13条 園長は、災害防止と入所者の安全を守るため、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 消火器、非常口、警報その他防災に関する設備を常に完備しておくこと。
- (2) 屋内配線、煙突、壁等の発火しやすい個所の点検を随時行うこと。
- (3) 非常災害その他急迫の事態に対しとるべき措置につき具体的な実施計画を立て、定

期的に避難救出その他必要な訓練を実施すること。

附 則

この規程は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日庁達第3号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日庁達第2号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月5日庁達第17号）

この規程は、平成14年7月5日から施行する。

附 則（平成16年4月1日庁達第16号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。